平成24年10月吉日

- 不動産業を営んでいる方
- 不動産契約書についての知識を深めたい方
- 契約書の条項の記載法について迷ったことのある方
- 一般的な契約書をそのまま利用している業者の方
- 少しでもトラブルの少ない契約書を作成したい方
- 一歩踏み込んで契約書についての知識を深めたい方

新潟市中央区新光町10-2 技術士センタービル7階 電話 025-280-1111



新潟第一法律事務所 Nilgata Dailchi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

## ミニ・セミナーのご案内

## 「不動産取引講座 ② "意味のある契約書の作り方"」

拝啓 爽秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 当事務所では、今秋不動産業者の方向けのミニセミナーを3回シリーズで開催しております。 9月19日に開催致しました第1回では、「重要事項説明義務」について解説しました。

第2回目は、不動産契約書の作成法について、どのような場合にどのような条項を記載したらよいのか、せっかく記載しても裁判等で無効と判断されてしまった条項等について、具体的事例や裁判例を基に、訴訟に関わる弁護士の視点から、わかりやすく解説致します。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて10/14(日)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 大 橋 良 二 (当事務所 新発田事務所所長)

⟨日 時〉 平成24年10月15日(月) 午後3時~4時

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室 (変更の場合あり)

新潟市中央区新光町10-2(県庁近く)\*駐車場あり

〈参加費〉 2,000円(税込み) 当日、会場にて申し受けます。

\*特典2:お二人目からは1,000円 \*特典2:無料相談券をプレゼント。

## ~次回不動産取引講座③のお知らせ~

11月19日(月)午後3時~ 「明渡しと賃料回収の手法」 (予定)

FAX(025)280-1552【不動産取引講座 ② "意味のある契約書の作り方"セミナー申込用紙】

	事業所名• 参加者氏名							
	住	所	(∓	( <del></del>	)			
	電	話				FAX		
	質問・困っ						-	
	ていること等							
	(別紙)	(別紙でも可)						